

議案第四五号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年八月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例

第一九号）の一部を次のように改正する。

別表中「三等運賃」とあるを「二等運賃」とあるを「

一等運賃」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十五年七月一日から適用する。

昭和三十五年八月二十一日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

